

第2章 教育課程

教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。

各学校においては、学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成・実施に努めることが求められています。

1 教育課程の編成

(1) 学習指導要領の基本方針

ア 基本的な考え方

教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指しています。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を実現することが求められています。そして、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年告示の学习指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成することが大切です。また、「特別の教科 道徳」の実施による道徳教育の充実や、体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが重要です。

**学びを人生や社会で生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養**

生きて働く知識・技能の習得

**未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成**

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

イ 育成を目指す資質・能力の明確化

平成28年12月の中央教育審議会答申では、予測困難な社会の変化に対応するために必要な力は、学校教育が長年育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされました。このような中、今回の学習指導要領改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようするため、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理しました。

ウ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これから時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようになるためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要です。そこで、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進することが求められています。

エ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められています。



(2) 教育課程の編成上の留意点

ア 教育課程の編成の原則

学校教育法第33条及び学校教育法施行規則第52条で示しているように、学習指導要領は法令上の根拠に基づいて国が定めた教育課程の基準であり、各学校は、教育課程の編成及び実施に当たって、これに従わなければなりません。

さらに、学習指導要領は大綱的なものであることから、学校において編成される教育課程は、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を考慮し、創意工夫を加えて編成することが求められます。各学校においては、校長を中心として全教職員が連携・協力しながら、学習指導要領を含む教育課程に関する法令の内容について十分理解するとともに、学校として統一感のある、特色をもった教育課程を編成することが大切です。

イ 組織を生かした教育課程の編成

学校教育法第37条第4項において、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されていることから、教育課程は、校長の責任において全教職員の協力の下、編成していくことが大切です。

創意工夫を生かした教育課程を編成するためには、学級や学年の枠を超えて全教職員が連携・協力するとともに、組織を生かし、全体のバランスに配慮することが重要です。例えば、教務主任（主幹教諭）を中心として、学年主任及び教科主任等の参画を得て、各学年の発達の段階や教科等の特性を考慮し、全職員が教育課程の編成に関わることができるような体制づくりを行うことが考えられます。

ウ 教育課程の編成・改善の手順例

ここでは、学校において実際に教育課程の編成や改善に取り組む際の手順の一例を参考として示します。

(7) 基本方針の決定

編成の基本方針や作業内容・手順を全教職員で共通理解を図ります。

(イ) 組織、作業日程の決定

編成の組織を確立するとともに、作業日程を明確にします。その際、既存の組織や会議の在り方を見直すなど業務改善の視点をもつことも重要です。

(ウ) 事前の研究・調査

教育課程についての国の基準や教育委員会の規則を理解するとともに、学校の実態や諸条件を把握します。

(エ) 編成の基本となる事項の決定

各学校の教育課題に応じて、教育目標など編成の基本となる事項を設定します。

(オ) 教育課程の編成

教育目標の実現を目指し指導内容を選択・組織するとともに、必要な授業時数を定めて編成します。

(カ) 教育課程の評価と改善

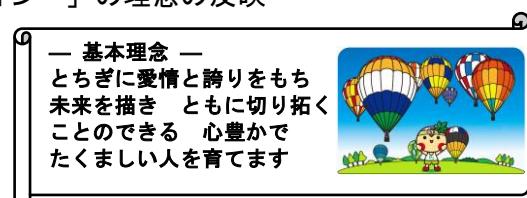
評価の資料を収集・検討し、問題点の原因と背景を明らかにします。また、改善案を作り、実施します。

エ 「栃木県教育振興基本計画 2025ーとちぎ教育ビジョンー」の理念の反映

「栃木県教育振興基本計画 2025」は、おおむね2030年頃までの社会の変化を見通して、必要な施策を計画的かつ効果的に推進していくために、前計画の成果や課題を踏まえるとともに、国の第3期教育振興基本計画の内容を参照しながら、2021年度から

2025年度までの5年間の本県教育行政の基本方向を示す計画です。技術革新やグローバル化が急速に進み、社会の大きな変革期にある中でも、子供たちには、明日に希望をもって、たくましく生きていってほしいと願い、本県の教育施策推進の基本理念を右図のとおりとしています。

また、この基本理念を具現化するために、6つの基本目標を掲げ、20の基本施策を位置付けています。



基本目標
I 学びの場における安全を確保する
II 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす
III 未来を切り拓く力の基礎を育む
IV 自分の未来を創る力を育む
V 豊かな学びを通して夢や志を育む
VI 教育の基盤を整える

各学校においても、本県教育の基本理念の下、6つの基本目標の実現に向けた取組が効果的に教育課程に位置付けられ、児童生徒に知・徳・体の調和のとれた発達を促すことができるようしていくことが望されます。

2 教育課程の管理

(1) 量的管理

ア 授業時数の確保

児童生徒の知・徳・体それぞれの力をバランスよく伸ばしていくためには、教科等の時数を十分に確保し、教育内容を改善しながら、学校の特色ある教育課程の編成を進めていく必要があります。その際、次のような点に配慮して教育課程を編成することが大切です。

- ◆ 1単位時間の授業の質的な改善を図ること。
- ◆ 児童生徒や教職員の負担過重にならないような日課を組むこと。
- ◆ 学校行事の内容を十分に検討して、適切な時数を配分すること。
- ◆ 自然災害等における非常事態等に対応するための予備時数の確保も考慮すること。

イ 時数管理

時数の管理においては、管理職・教務主任（主幹教諭）と授業者で情報を共有することが重要です。

標準時数を確保するよう、週実施記録、年間指導計画、時数管理用のソフトウェア等を活用しながら、定期的に授業時数の状況把握を行い、教育課程の適正な実施に努めることが大切です。授業者は、指導の系統性に配慮しながら年間を見通し、未履修が起こらないよう、実施時数を適宜チェックするなどして、自己管理を徹底することが求められます。併せて、管理職等による定期的な確認を行うなど、複数の目で確認する校内体制を構築する必要があります。

なお、標準時数を大幅に上回っている学校は、指導体制に見合った見直しが求められます。

(2) 質的管理（カリキュラム・マネジメント）

ア カリキュラム・マネジメントの三つの側面

カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことです。

学習指導要領総則編には、三つの側面から以下のように示しています。

- ◆ 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと。
- ◆ 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ◆ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

イ 学校評価による質的改善

保護者や地域の人々の期待に応え、信頼に基づく学校運営とするためには、教育課程を適正に実施していくことが重要であり、学校評価による質的な改善に努めが必要になります。

例えば、学校行事を実施した場合には、直ちに反省・評価を行い、次の学校行事や次年度に生かすようにしていくことが重要になります。行事後の反省・評価は、教務主任や主担当者が中心となって組織的に行い、より具体的な改善方法を次年度に引き継いでいくことが望まれます。

なお、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施することに留意する必要があります。

※ 参考資料

「小学校学習指導要領解説 総則編」 平成29年7月 文部科学省

「中学校学習指導要領解説 総則編」 平成29年7月 文部科学省